



令和 8 年度赤い羽根共同募金助成事業（地域福祉活動支援事業）

＜公募＞募集要項

1. 目 的

富士宮市共同募金配分委員会では、福祉サービスを必要とする支援対象者（高齢者、障害児者、児童及び課題を抱えている方など）に対して行う福祉活動及び更生保護活動、地域福祉推進に取り組んでいる市内のボランティア・福祉団体を対象として富士宮市社会福祉協議会へ配分された金額の一部について助成を行います。

＜基本的な考え方＞

- 現状の活動の継続だけでなく、新たな取り組み。
- 地域住民の参加・協力により独自性をもって福祉課題の解決に取り組む活動。

2. 対 象

原則として以下の事項（条件）すべてに該当すること。

(1) 団体

- ①市内で活動する児童福祉・青少年福祉・障害児者福祉・高齢者福祉・地域福祉・災害関係・更生保護等に関連する団体
 - ②活動開始後1年以上経過している団体
- 注※市内の多くの団体により、同様の事業が広く行われているものについては助成できません。

(2) 助成事業

- ①今年度中に行われる事業。
 - ②事業に要する資金の確保に困難をきたしているものであること。
 - ③事業実施に対し、団体での10%以上の自己資金を伴うこと。
- 注※限られた財源の中で、より多くの活動に利用いただくため、毎年の備品購入の申請等については助成の対象とできない場合があります。

(3) 対象外となる事業

- ①会員・構成員同士の親睦のみを目的とした活動
- ②特定個人の活動や利益を目的とした事業
- ③他団体への二次助成や補助を目的とした事業
- ④行政委託事業など、公的制度で実施される事業

(4) 認められる費用

費用項目	内容（例）
会議費	当該事業の活動打合せ・計画策定
消耗品・備品・機材購入費	事業実施に最低限必要なもの
賃借料	当該事業に対する会場・機材のレンタル費
保険料	当該事業に対する活動中の損害保険
講師料	当該事業に対する専門家を招く場合の費用
印刷製本費	当該事業に対する事業運営に関係する場合の費用

(5) 認められない費用

- ①団体構成員の飲食費またはそれに類するもの
- ②報酬・人件費・団体の構成員への分配費用
- ③研修旅行費や高額な交通費・研修費・旅費
- ④寄付行為に関する費用
- ⑤建物の増改築や整備、高額備品・機材・物品（目安：10万円以上）
- ⑥団体維持のための費用（定例的な会議に係る費用）

(6) 助成額

項目	内容
上限額	1 団体あたり 10 万円
助成割合	対象経費の約 40%を助成 (前年度募金実績により変動あり) ※事業内容によっては、助成額の減額及び助成対象外となる場合も あります。
団体負担	10%以上自己資金が必要

(7) 継続助成の条件

- ①事業あたり原則 3 年間を目安に助成
- ②3 年間継続して助成を受けた事業は、その後 2 年間申請不可

(8) 受配者の寄付金募集の禁止について

この助成を受けた場合には、その後 1 年間その事業に必要な資金を得るための寄付金募集をしないこと。

注※社会福祉法第 122 条に、「共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後一年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を募集してはならない。」と定められております。

3. 申請方法

指定の申請書に必要な事項を記入し、富士宮市社会福祉協議会へ提出してください。

(1) 提出書類

①共同募金助成金申請書

注※申請書の『地域住民理解への取組み』欄には、地域住民への理解のための取組みをご記入下さい。

②前年度 決算書

③当年度 予算書

④申請事業の内容がわかる書類

⑤団体の活動内容がわかる資料

注※物品の購入等の場合は、その見積書を添付すること。

(2) 申込期間

令和 8 年 4 月 7 日 (火) ~ 令和 8 年 5 月 7 日 (水)

(3) 提出先

〒418-0005 富士宮市宮原 7-1
富士宮市社会福祉協議会
TEL22-0294/FAX22-0753

(4) 決定及び助成金交付時期

決定 令和 8 年 6 月

詳細は、各申請団体へ通知いたします。

4. その他

高額な助成を希望される場合(建物の増改築や整備、高額な備品・機材・物品に関する費用等)は、静岡県共同募金会が行う助成事業がございますのでお問い合わせください。

<問い合わせ> 〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
社会福祉法人 静岡県共同募金会
TEL054-254-5212/FAX054-254-6400
<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp>